（第三面）

建築物エネルギー消費性能向上計画

1．新築等をしようとする建築物の位置、延べ面積、構造、設備及び用途並びに敷地面積に関する事項

〔建築物に関する事項〕

（略）

【6．建築物の用途】
□非住宅建築物　□一戸建ての住宅　□共同住宅等　□複合建築物

（略）

【10．基準省令附則第3条又は第4条の適用の有無】
□有（竣工年月日　　年　　月　　日　竣工）
□無

（略）

【14．住宅部分の床面積】

	（床面積）	（開放部分を除いた部分の床面積）	（開放部分及び共用部分を除いた部分の床面積）
【イ．新築】	（　　㎡）	（　　㎡）	（　　㎡）
【ロ．増築】 全体	（　　㎡）	（　　㎡）	（　　㎡）
増築部分	（　　㎡）	（　　㎡）	（　　㎡）
【ハ．改築】 全体	（　　㎡）	（　　㎡）	（　　㎡）
改築部分	（　　㎡）	（　　㎡）	（　　㎡）

【15．建築物のエネルギー消費性能】
【イ．非住宅建築物】
（外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項）
□基準省令第10条第1号イ(1)の基準
年間熱負荷係数　　MJ/(㎡・年)（基準値　　MJ/(㎡・年)）
ＢＰＩ（　　）
□基準省令第10条第1号イ(2)の基準
年間熱負荷係数　　MJ/(㎡・年)（基準値　　MJ/(㎡・年)）
ＢＰＩ（　　）
□国土交通大臣が認める方法及びその結果
（　　）
□基準省令附則第3条第2項の規定による適用除外
（一次エネルギー消費量に関する事項）
□基準省令第10条第1号ロ(1)の基準
誘導基準一次エネルギー消費量　　GJ/年
設計一次エネルギー消費量　　GJ/年
ＢＥＩ（　　）
□基準省令第10条第1号ロ(2)の基準
ＢＥＩ（　　）
□国土交通大臣が認める方法及びその結果
（　　）
【ロ．一戸建ての住宅】
（外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項）

（第三面）

建築物エネルギー消費性能向上計画

1．新築等をしようとする建築物の位置、延べ面積、構造、設備及び用途並びに敷地面積に関する事項

〔建築物に関する事項〕

（略）

【6．建築物の用途】□一戸建ての住宅　□共同住宅等
□非住宅建築物
□複合建築物

（略）

【10．基準省令附則第3条又は第4条の適用の有無】　□有　□無
竣工年月日　　年　　月　　日　竣工

（略）

【14．建築物のエネルギー消費性能】
1．外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項
（1）非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分
□基準省令第10条第1号イ(1)の基準　□基準省令第10条第1号イ(2)の基準
年間熱負荷係数　　MJ/(㎡・年)（基準値　　MJ/(㎡・年)）
ＢＰＩ（　　）
□国土交通大臣が認める方法及びその結果
（　　）
□基準対象外
（2）一戸建ての住宅
□外皮平均熱貫流率　　W/(㎡・K)（基準値　　W/(㎡・K)）
冷房期の平均日射熱取得率　（基準値　　）
□国土交通大臣が認める方法及びその結果
（　　）
□基準対象外
2．一次エネルギー消費量に関する事項
（1）非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分
□基準省令第10条第1号ロ(1)の基準　□基準省令第10条第1号ロ(2)の基準
誘導基準一次エネルギー消費量　　GJ/年
基準一次エネルギー消費量　　GJ/年
設計一次エネルギー消費量　　GJ/年
ＢＥＩ（　　）
□国土交通大臣が認める方法及びその結果
（　　）
（2）住宅又は複合建築物の住宅部分
□誘導基準一次エネルギー消費量　　GJ/年
基準一次エネルギー消費量　　GJ/年
設計一次エネルギー消費量　　GJ/年
ＢＥＩ（　　）
□国土交通大臣が認める方法及びその結果
（　　）
（3）複合建築物